

### 第3章 化学・生物兵器の軍縮・不拡散体制へのインプリケーション

軍縮・不拡散促進センター  
企画部長 新井 勉

化学兵器及び生物兵器については、1925年ジュネーブ議定書や戦後各々の兵器に関して締結された条約によって、それらの兵器の開発、生産、保有、移転及び使用は禁止されている。ジュネーブ議定書は、第一次世界大戦での毒ガスの大量使用によってもたらされた悲惨な結果を踏まえて締結されたもので、戦争におけるこれらの兵器の使用を禁止している。第二次世界大戦後も開発や生産が進められた化学兵器については、1997年4月29日に発効した化学兵器禁止条約（以下CW: Chemical Weapons条約）の下で、化学兵器の保有国（米国、露等）はその持てる化学兵器の全ての廃棄を義務づけられており、また、全ての締約国において、化学兵器（サリンなどの超毒性化学剤を含む）の防護研究を行っている施設や化学兵器を開発・製造する潜在的能力がある化学産業関連施設等が、国際的な検証・査察活動の対象となっている。他方、生物兵器については、冷戦中に締結された（1975年3月26日発効）生物兵器禁止条約（以下BW: Biological Weapons条約）があるが、これにはCW条約のような検証規定がなく、1995年以降、BW条約にも検証規定を備えるための議定書作成交渉がジュネーブで続けられてきた。

しかし、これらの条約は非国家主体によるテロ行為の防止やテロ行為を受けた際の緊急対応処置を定めることを直接の目的とはしていない。化学・生物テロの脅威に有効に対応するためには、これらの条約に基づいて各国が条約の国内実施のために制定した立法措置あるいは行政措置だけでは不十分であり、テロ行為が発生した際の探知、除染、防護、被害者に投与するアトロピン等の治療薬（対神経剤）や抗生物質（対生物剤）の準備と共に、化学・生物テロの発生を抑止するための国内法の強化を含めた一層踏み込んだ対策が必要となってきている。我が国では、昨年（2001年）9月11日の米国での大規模テロ事件やその後の炭疽菌事件を受けて、「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（以下「爆弾テロ防止条約」と略す）」の締結に伴う関係法律の整備の一環として、化学兵器及び生物兵器に関連する各々の国内法の改正案が国会で承認され、昨年12月16日から施行されている（下記2(2)参照）。なお、化学・生物兵器の特性やテロ行為があった際の防護態勢等については別稿において詳述されているので、本稿ではできるだけ重複を避けた。

#### 1. 化学・生物兵器の軍縮・不拡散体制

##### (1) 化学兵器

CW条約は、化学兵器を保有する締約国（米国、露等）に対してその持てる化学兵器を全て廃棄するよう義務づけており、また、化学兵器の定義に始まり非常に複雑な内容の検証・査察関連規定を盛り込んでいる。その特色を挙げると次の3点に集約できる。

化学兵器保有国による貯蔵化学兵器とその生産施設の完全な処理

サリンなどの超毒性剤（化学兵器として充填されるような剤）の厳重な規制と検証・査察制度

独立した条約実施機関（OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）の設置

各々について、その現状を含めて少し詳しく述べると以下ようになる。

については、化学兵器のストックやその生産施設を保有する締約国は、独立した条約実施機関であるOPCWにそれらの全てを申告し、厳重な国際査察の下で廃棄することが義務づけられている。CW条約は、地球上から化学兵器を全廃し、未来永劫に至るまで化学兵器を開発、保有、移転（輸出入）したり、使用したりすることを禁止しているという点で、画期的な軍縮・不拡散条約である。CW条約は検証措置の公平な適用を含めて全ての締約国に平等な義務を課した点で多数国間の軍縮条約としては初めての例となった。最大の化学兵器保有国である米国及び露は、各々約3万トン及び約4万トンの化学兵器ストックをOPCWに申告したが、原則として条約発効時から10年以内、即ち2007年4月までにこれらの申告した化学兵器ストックを全て廃棄することになる。米国での廃棄活動は順調に進んでいるが、露は財政難等の理由で条約で定められた廃棄の開始がかなり遅れているのが実状である。この露の廃棄遅延に関しては、条約上の例外規定として定められている5年間の期限延長、即ち2012年4月までの廃棄期限の延長問題が、OPCWにおいて審議され始めている。

については、条約の附属書においてリストアップされた「化学兵器として使用できる毒性化学物質（以下「戦用化学剤」と称す）」の利用について、厳しい制限が課されている。即ち、これら戦用化学剤については、研究、医療、防護等の非常に限られた目的（許容目的）以外で生産、保有することを禁止した。同時に、戦用化学剤の製造に転用される危険度の高いプリカーサー（原料となる化学物質）についても規制の対象とした。つまり、これらのプリカーサーが工業品、農薬、製薬等の生産といった平和目的で利用されている場合であっても、それらの生産施設（特に危険な物質については加工、消費施設も含む）を国際的な監視の下に置いた。これを一般に化学兵器の非生産の検証、あるいは、産業検証と呼んでいる。厳しい規制を受ける戦用化学剤には、サリンを始め、タブン、ソマン、VXなどの「神経剤」及びマスタード・ガスなどの「びらん剤」等が含まれ、これらの剤については研究、医療、製薬又は防護（防護マスク、防護服等）といった極めて限られた目的以外の利用は禁止されている。また、これら許容目的で利用する場合であっても、「一カ国内において戦用

化学剤の総量がいかなる時でも1トンを超えてはならない」と規定されている。その理由は、戦用化学剤の民生利用は極めて限られているので大量に保有する必要はないと考えられたこと、また、1トン以下では国家として軍事的に意味のある化学攻撃はできないと交渉に参加した各国の専門家達が判断したからである。また、戦用化学剤のプリカーサーについては、戦用化学剤を合成する際の重要度、民生利用の程度などに応じて、ごくおおざっぱに言って2つのグループ（「戦用化学剤を合成する際に欠くことのできないものであって民生利用の少ない化学物質を集めたグループ」及び「基礎的な原料であって産業界等で大量に利用されている化学物質を集めたグループ」）に分けられて条約の附属書に列挙されている。各々のグループに属する化学物質を年間一定量（この量を「敷居値」と呼んでおり、グループ毎あるいは物質毎にその数値は異なる）以上生産している施設については、それらの施設に関する情報を当該締約国が取りまとめ、OPCWに申告（報告）し、OPCWが申告した施設に対して査察団を派遣する際には、これを受け入れなければならない。このように、産業界で使われている化学物質についてもこの条約では国際的な監視措置の対象としている。日本について言えば、防護研究（防護マスクや防護服の開発やテスト）目的で戦用化学剤を扱っている陸上自衛隊の化学学校や条約附属書に掲げられているプリカーサーを扱っている産業関連施設などがこの条約に基づく国際的な監視下に置かれている。

また、この条約には通称チャレンジ査察と呼んでいる抜き打ち査察の制度がある。それは、どこかの締約国が秘密に化学兵器を開発しているのではないかといった条約違反行為の疑いがある場合には、当該国の疑惑が持たれた施設や区域に対してOPCWの査察団が派遣される制度であり、CW条約の特色の一つとなっている。但し、現在までのところ、このチャレンジ査察が実施されたことはない。

については、CW条約の締約国に対して国際的な検証・査察活動を実施していくために、OPCWという独立した機関を1997年5月にオランダのハーグに設立した。OPCWの技術事務局（総職員は500名強）には、200名以上の訓練された査察員が勤務し、機関設立以来、通常数名のチームを組んで世界各地で査察活動を行ってきている。OPCWには、全ての締約国の参加する締約国会議、41カ国の代表からなる執行理事会、それに上述の技術事務局がある。技術事務局には、行・財政局、渉外（対外関係）局、法務部等の他に、検証局と査察局があり、各締約国から申告される化学兵器貯蔵施設や産業関連施設等に関するデータ資料が、まず検証局において集積、整理、分析され、査察局はそれらの資料に基づいて、申告された各種の施設に対して適宜、査察団を派遣し申告内容が正しいかどうかの確認や条約違反がないかどうかの検証を行っている。

(2) 生物兵器

生物兵器の開発、生産、保有、移転（輸出入）はBW条約の下で禁止されている。また、先に述べた1925年ジュネーブ議定書によって戦争での使用が禁止されてきた。しかし、いかなる時でも化学兵器の使用を禁止したCW条約と違ってBW条約には、戦争以外の時を含めた生物兵器の使用禁止規定はなく、また、どのような細菌、ウイルスが生物剤となるかについての具体的リストもない。更に、条約の違反、即ち生物兵器の秘密の開発や生産等を探知したり、かかる違反を抑止したりするための国際的な検証システムも規定されていない。そこで冷戦終結後、特に1995年以来、そのような欠陥を補ってBW条約に検証・査察体制を追加するための議定書を作成する交渉がジュネーブを舞台に進められてきた。この議定書交渉は、昨年（2001年）春、それまでの交渉を踏まえた議長（ハンガリーのトット大使）草案が提出され大詰めを迎えたが、ブッシュ米政権が同議長草案に反対し、草案にある検証の考え方自体に異議を唱えたため、交渉は暗礁に乗り上げてしまった。そうした状況の下で、昨年11月19日より3週間にわたってジュネーブで開かれたBW条約（第5回）運用検討会議において、ひとまず議定書交渉を棚上げした上で、生物兵器の国際的な規制問題について将来の行動指針となるような「最終宣言」の起草作業が行われた。この会議においては、米国より具体的な代替案が提示されたのを始め「最終宣言」作りのための真剣な議論が行われたが、議定書交渉を今後とも継続するか否かを含めて「最終宣言」の内容について合意に至らず、生物兵器の規制強化を目指したこれまでの国際的な努力は結局何も実を結ばなかった。従って、生物兵器に関しては、BW条約で生物兵器の開発や生産が禁止されているとの国際規範は存在するものの、かかる国際規範が守られているかどうかの国際的な検証・査察あるいは監視体制のない状況が続いている。

2. 我が国の国内実施法とその強化

(1) これまでの国内実施法

化学兵器については、CW条約（第7条）に基づいて国内実施法が制定（1995年）されている。同法律は「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」と呼ばれ、毒性物質を砲弾等に充填したものを化学兵器と定義し、かかる兵器の製造の禁止を規定した。また、CW条約の附属書に列挙された化学物質を、危険度に応じて特定物質あるいは指定物質として政令に定め、それらの物質の製造等について規制した。同時に、CW条約に基づく国際査察を受け入れるために、「国際機関による検査等」と題する同法律の第5章で、査察を受け入れるための手続きを規定している。更に、化学兵器を使用した者を厳罰に処する旨（無期もしくは2年以上の懲役又は千万円以下の罰金）定めている。

また、1995年3月に東京で起こったオウム真理教による地下鉄サリン事件を教訓として、

上記の国内実施法とは別に、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」が制定（1995年4月）された。この通称「サリン法」は、サリン及びサリン以上の、又は、サリンに準ずる強い毒性をもった物質を、製造したり、所持したりすることを禁止し、更に、これらを発散させる行為についても罰則（無期又は2年以上の懲役）を定めた。もとより実際に人を殺傷させた場合には刑法の適用を受けるが、この「サリン法」の制定により、被害の有無に関係なくサリン等を発散させる行為自体を処罰の対象とし、そのような行為を準備（予備）した者も処罰することとなった。更に、サリン等の発散行為があった時の警察官等の任務についても規定している。言うまでもなくこの「サリン法」は、上述の国内実施法を補完すると共に、地下鉄サリン事件のようなテロ行為を抑止することに主眼を置いたものである。

生物兵器についても、CW条約と同様、BW条約（第4条）に基づいて国内実施法が制定（1982年）されている。同法律は、「BW条約の実施に関する法律」と呼ばれ、生物剤及び毒素を武力行使の手段として充填したものを生物兵器として定義し、それらの兵器の製造、所持、譲り渡し、譲り受けを禁止し、それに違反した者には罰則（製造違反は、1年以上の有期懲役又は500万円以下の罰金。所持等違反は、10年以下の懲役又は300万円以下の罰金）を定めている。

## (2) 国内実施法の改正

化学兵器については、米国での炭疽菌事件を受けて、昨年（2001年）末、テロ行為の抑止を念頭に置いた国内実施法の改正が行われた。即ち、同法律の目的に係わる条項（第1条：CW条約の実施のために、化学兵器の製造等を禁止するなどの措置を講ずる）において、「爆弾テロ防止条約の実施確保」を追加的に言及し、それに呼応して、罰則に係わる条項（第38条）において、毒性物質を充填した兵器を使用した者だけでなく、兵器の形体をなしでいなくとも「毒性物質をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者に対しても罰則を科す」旨の規定を追加した。化学兵器を使用した者、あるいは、サリンのような戦用化学剤そのものを使用した者に適用される厳罰（上記(1)参照）に比べて、毒性物質を発散させた者への罰則は、10年以下の懲役又は500万円以下の罰金となっている。ここで最も問題となるのは、何を以て「毒性物質」と判断するかという点である。毒性物質の科学的な、あるいは、客観的な基準を設定することは極めて難しいが、CW条約の附属書に掲載されている毒性化学物質群（例えば、ホスゲン、シアン化水素（青酸）、砒素など）を参考にしながら、「みだりに発散し、危険を生じさせた」という他の犯罪構成要素と合わせてケース毎に判断していくしかないであろう。

生物兵器についても、昨年末、テロ行為の抑止を念頭においた国内実施法の改正が行われた。即ち、同法律の目的に係わる条項（第1条：BW条約の実施のための必要な事項を定める）において、「爆弾テロ防止条約の実施確保」等を追加的に言及し、また、それに呼応して、罰則に係わる条項（第9条）において、すでに規定のあった「製造、所持等への罰則」に加えて、「生物（及び毒素）兵器を使用した者への罰則、更に、生物剤（及び毒素）をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者への罰則」を定めた。つまり、兵器の形で使用した者には、無期若しくは2年以上の懲役又は1000万円以下の罰金とし、兵器の形となっていないとも生物剤や毒素そのものをみだりに発散させた者にも、10年以下の懲役又は500万円以下の罰金を科すことで、テロ行為を抑止しようとしたものである。ここでの問題も、上述した毒性物質とは何かという問題と同様、この法律で定める生物剤（毒素）とは何かという点であるが、炭疽菌、天然痘ウイルス、エボラウイルスなどの当然含まれる代表的なものを除いては、BW条約の国内実施法の定義（第2条）などに照らしてケース毎に判断していくしかないであろう。

その他の問題として、処罰の対象となる行為として「発散させた」となっている点がある。特に生物剤や毒素に関連しては、米国での炭疽菌事件の場合のように郵便物を通じて感染させた場合にも当てはまるのか、また、食物に病原菌や毒素を注入し食物を通じて拡散させた場合にも当てはまるのか、等の疑問も出てくる。ここで「発散させた」という用語は「爆弾テロ防止条約」で使われているために、それと合わせるべく改正された国内実施法の中でも用いられたわけであるが、このような用語の解釈の幅に関してはケース毎に柔軟に対応していくことが望まれる。

### 3. テロの脅威から見た問題点と対策

#### (1) 化学兵器

化学兵器については、上述のようにCW条約と各締約国における国内法の整備によって、国際的な、及び、国内的な規制体制が出来つつある。しかし、化学テロの脅威から見た場合には以下のような問題点もあり、それらの欠陥を少しでも是正し、補完していくための措置をとることが望まれる。

CW条約では、小さな実験室や研究室レベルでの化学物質の合成活動やごく少量の生産活動までも監視することは想定されていない。ごく小規模な施設まで国際的な監視下に置くことは、費用も労力も甚大となり非現実的であるし、OPCWへの各国の分担金のいたずらな増大にもつながり、また、検証の費用対効果にも乏しいからである。しかし、国家としては軍事的に余り意味のない少量であっても、サリンなどの戦用化学剤をテロ組織が仮

に数キログラムでも秘密に製造し、人を殺傷する目的で散布すれば甚大な被害と社会的混乱を招くことは、1995年3月のオウム真理教による地下鉄サリン事件が実証した。このような危険性に対処するには、化学テロ行為を事前に察知し防止措置をとることを可能とするような監視体制や予防措置（化学物質を扱う企業での物質管理を含む）を強化すると共に、不幸にして化学テロが起こった際に被害を最小限度に止めるための措置や手段を日頃から準備しておくことが必要になる。

CW条約の附属書で列挙されている戦用化学剤やプリカーサーについては、各締約国は、自国内におけるそれらの関連施設に関する情報を取りまとめた上で、OPCW技術事務局に自己申告することになっているが、隠蔽目的をもって意図的に申告しない場合にはOPCWによる通常の検証・査察活動の網にはかからない。CW条約では、このような場合を想定して、申告されていない軍事関連施設や産業関連施設を含めていかなる施設や区域に対しても、チャレンジ査察と呼ばれる制度で疑惑を解消する仕組みが盛り込まれている。チャレンジ査察とは、ある締約国(A)が他の締約国(B)のどこかで秘密に化学兵器を開発・生産しているのではないかの疑惑をもった場合には、(A)国はOPCWに対し、OPCWの査察団を(B)国の疑惑のある施設や区域に派遣し現場検証を行うよう求めることができる、という制度である。全ての締約国はそのようなチャレンジ査察を受け入れる義務がある。このチャレンジ査察の制度については、それを要請する国は、違反行為の証拠となるような適当な情報を示す必要があり、また、チャレンジ査察を要請した国と要請を受けた国との間には政治的な軋轢が生じる可能性が高い等の事情もあって、これまで一度も実施されたことがない。チャレンジ査察の制度は、量の大小を問わず化学兵器を秘密に開発、生産している国家やテロリスト・グループを含む非国家主体の条約違反行為を暴くための有力な手段であるので、CW条約の規定に基づいて必要に応じ迅速に発動できるような実践的な仕組み（マニュアル）を検討しておくことが重要となる。

CW条約の締約国は現在140カ国を越えているが、潜在的な化学兵器保有国と考えられている一部の中東諸国や北朝鮮などは未だに同条約を署名あるいは批准していない。これらの未署名国、未批准国については、もとより化学兵器の廃棄の義務はなく、条約の検証・査察体制も全く適用されない。条約の普遍性の追求、つまり加入要請は、国連総会やCW条約の履行状況を検討する会議（締約国会議）等の場で行われてきているが、中東についてはイスラエルの核能力の問題や混乱を極める中東情勢とも絡んで新たな締約国の増加は極めて難しい状況にあり、また、北朝鮮についてはCW条約で定められた厳しい検証・査察を受け入れる用意は全くできていない。従って、条約の普遍性の促進は当面の間、非常に実現困難と言わざるをえない。

(2) 生物兵器

化学剤と生物剤とは、別稿で記述したように、特性がいろいろな面で異なっている。細菌、ウイルスなどの生物剤についてはこれを国際的に規制し、テロリスト等によって悪用されないように十分な監視措置なり予防措置を講じることは、化学兵器以上に困難であると考えられる。その理由は以下の通り。

生物兵器の開発費は安価で、微生物学と工学の基本知識があれば、テロのための研究開発は比較的容易である。病原微生物の原体は小さなプラスチック容器で容易に国境を越えることができるので、拡散の危険性も高い。微量でも入手すれば、炭疽菌のように比較的簡単に培養できるものもある。

即時に効果の現れる化学兵器と違って、生物兵器を使用した場合には、潜伏期があるために発覚するまでには通常数日以上のかかると思われ、生物剤を散布した犯人を見つけるのは非常に難しくなる。

民生研究との境界が不明確である。一般的な予防医学研究と、小規模な軍事研究との差が極めて見分けにくい。従って、生物兵器に利用されるおそれのある病原生物全てを国が監視・管理しようとする、その作業は膨大となり物理的にいっても極めて難しい。

このように生物剤の規制は非常に困難であること、更には、検証・査察過程を通じてもしも企業秘密が漏洩した場合には、当該企業にとっての損害が甚大になる可能性があることなども、BW条約の検証議定書交渉を難航させ、米国の反対で挫折してしまった大きな理由の一つにもなっている。特に昨今のバイオ・テクノロジーの急速な進展を考慮すれば、効果的な検証・査察体制の構築は当面かなり難しいと思われる。そのような状況にあって例え暫定的な措置であっても、生物剤を使ったテロをできるだけ防止していくための実践的な対応策を検討する価値はあると思われ、例えば以下の通り。

ある国で疫病の異常発生の疑いがある際には、当該国の許可の下、国連事務総長が事実調査団を派遣することができる体制を整える。既に1980年代のイラン・イラク紛争の際に国連の調査団が派遣（但しイラク領内には入れず）された例もあるが、そのような調査団の派遣を国連決議等によって制度化し、調査団に参加できるような専門家の人材リストを各国の協力の下であらかじめ準備しておくことや、世界保健機関（WHO）によるグローバルな感染症の監視を強化することも一案である。

病原菌を扱っている研究所等については、研究所内への立ち入りを制限し、病原菌ストックへのアクセスをより厳しく管理する措置をとる。

BW条約の義務を守るという国家の倫理観あるいは国際規範の一層の確立と同時に、科学者や研究者に生物剤を悪用してはならないとの倫理感覚を育むことも重要かもしれない。その意味で、遺伝子改変のリスクについて科学者に注意喚起することを含めて、教育の果



たす役割は大きい。

我が国では、兵器の形でなくても炭疽菌や天然痘ウイルスなどの病原微生物そのものを人の生命に危険を与える目的で散布する行為も国内法で罰則の対象としたが（上記2（2）参照）、かかる国内法の強化策について地域的あるいは国際的に意見交換の場を設ける。

また、炭疽菌を含めて人の生命に危険をもたらす、社会的混乱を起こす目的で使われる可能性のある生物剤については、法的に、あるいは、物理的に可能な範囲で、どのような組織、企業、大学、研究所等で取り扱っているのか、について国のしかるべき機関が平素からなるべく正確な情報を集めて整理しておく（非公開情報）ことは、いざという時に遺伝子レベルの分析等の方法によって犯罪ルートを解明するためにも、治療法を早く確定するためにも非常に役に立つ可能性がある。

生物テロによって、他の国の国民が被害を受けている際には、必要に応じて国際的支援（ワクチン、抗生物質、除染剤の提供等）を行いうるような協力関係の構築を検討する。その他にも、生物剤となるような危険な微生物等の輸出規制を強化すること、あるいは、人の生命に危険をもたらす目的での生物剤の使用、散布行為を人類に対する犯罪あるいは国際犯罪として処罰するといった、生物テロを主に念頭においた条約を起草すること、などの手段もあろう。但し、後者については、締約国間での犯罪人引き渡しの問題、更には、既に国連が98年に採択した「テロリスト破壊行為抑制のための国際条約」（毒ガス、生物毒素までがテロ使用に含まれることを念頭に置いている）と重複する部分もありうるという問題もある。化学テロもそうであるが、特に生物テロの防止策に関しては、どのような法的、行政的な措置・手段を講じても自ずと限界はあるのであって、生命科学が著しい進展を遂げつつある中で、技術の悪用を考えたり魔が差したりする人間が出ないとの保障は全くない。従って、万一の場合に備えた合理的な範囲での効率的な対応策を検討し、適切な準備をしておくべきであろう。

- 参考文献 -

新井勉『化学軍縮と日本の産業』並木書房、1989年

同上 「化学兵器禁止条約：サリンなどを規制する国際ネットワーク作りが進む」、週刊「エコノミスト」毎日新聞社、1995年5月30日号、80～83頁

同上 「検証コストは平和の保険料」、週刊「エコノミスト」毎日新聞社、1996年7月16日号、76～79頁

同上 「生物兵器の禁止と検証：化学兵器との比較検討」、軍縮・不拡散問題シリーズ No.14、2001年6月、日本国際問題研究所・軍縮・不拡散促進センター

第二部 テロリズムへの国際社会の取り組みと日本

ジョゼフ・ゴールドブラット著、浅田正彦訳『軍縮条約ハンドブック』、日本評論社、1999年、  
87～114頁

黒沢満編著『軍縮問題入門』、東信堂、1996年、第5章及び第6章（浅田正彦「化学兵器の禁止」及び杉島正秋「生物兵器の禁止」）

米本昌平「生物兵器とテロを議論しない日本」『中央公論』、2000年8月号

同上 「生物兵器のテロ使用とその対応」、『警察行政の新たなる展開：上巻』東京法令出版、  
2001年4月

Edward M. Spiers, *Weapons of Mass Destruction: Prospect for Proliferation*, Macmillan Press Ltd, 2000.

Joseph F. Pilat, "WMD Terrorism: An Exchange", *Survival*, Vol.40, No.4 (Winter 1998-99) pp.171-175

Richard A. Falkenrath, "Confronting Nuclear, Biological and Chemical Terrorism," *Survival*, vol.40, No.3 (Autumn 1998) pp.43-65

"The BWC after the Protocol: Previewing the Review Conference," *Arms Control Today*, Volume 31 (Number 10, 2001) pp.13-18

*Federation of American Scientists*, "Chemical and Biological Arms Control", May28, 2001  
[<http://www.fas.org/bwc/index.html>]

Christopher F. Chyba, "Biological Terrorism and Public Health", *Survival*, Vol.43, No.1 (Spring 2001) pp.93-106